

案

枚方京田辺環境施設組合の共同処理する事務の変更及び経費の支弁の方法の変更並びに同組合規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項及び第 293 条の規定により、枚方京田辺環境施設組合の共同処理する事務の変更及び経費の支弁の方法の変更並びに同組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、関係市の協議が成立したことを証する。

令和　　年　　月　　日

枚方市長　　伏見　隆

京田辺市長　上村　崇

枚方京田辺環境施設組合規約の一部を変更する規約

枚方京田辺環境施設組合規約（平成28年5月31日総務大臣許可）の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

（1）関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）

（2）施設の管理運営に関する事務

第4条中「大阪府枚方市大字尊延寺2949番地」を「京都府京田辺市田辺ボケ谷18番地2」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

経費区分	負担割合
施設建設経費	均等割 100分の100
	計画可燃ごみ量割 100分の90
施設管理運営経費	搬入可燃ごみ量割 100分の100
議会関係経費	議員選出数割 100分の100

備考

- 1 施設建設経費及び施設管理運営経費は、組合が管理運営を行う施設ごとに算定する。
- 2 搬入可燃ごみ量割の基礎となる数量（以下「搬入割基礎数量」という。）は、当該会計年度の前々年度の3月末日現在における過去1年間の関係市の搬入可燃ごみ量とする。
- 3 搬入割基礎数量がない場合は、計画可燃ごみ量を基礎として施設管理運営経費の負担割合を算定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年3月31日から施行する。
(準備行為)
- 2 前項の規定にかかわらず、この規約による変更後の枚方京田辺環境施設組合規約第3条第2号に規定する事務を処理するために必要な手続その他の行為は、同号の規定の施行前においても行うことができる。